

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【公表番号】特表2012-528212(P2012-528212A)

【公表日】平成24年11月12日(2012.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-047

【出願番号】特願2012-512292(P2012-512292)

【国際特許分類】

C 10 K 3/00 (2006.01)

C 01 B 3/56 (2006.01)

C 21 B 5/00 (2006.01)

F 27 D 17/00 (2006.01)

【F I】

C 10 K 3/00

C 01 B 3/56 Z

C 21 B 5/00 3 2 1

F 27 D 17/00 1 0 4 K

F 27 D 17/00 1 0 4 G

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月6日(2013.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

原則的には、全ての炭素含有物質を合成ガス製造に使用することができる。そのためには、化石燃料の石炭、石油及び天然ガスだけでなく、合成樹脂、泥炭、木材、又は都市のものは農業の廃棄物のようなその他のバイオマスのような供給原料もその一つとみなされる。固体物質が使用される場合、部分酸化又は水蒸気解離によって粗製合成ガスを製造できるようにするために、最初に手間をかけてこれを細かく粉碎しなければならない。その後、その粗製合成ガスは更なる段階で処理される。これらの処置全てによって投資費用が高くなり、このことは、合成ガスからの液体動力用燃料製造の障害となっている。